

2024年度日本女子大学大学院学生特別研究奨励金

1. 目的

日本女子大学大学院博士課程後期に在学している学生を対象に、主体的に博士論文作成に取り組み、個人または共同研究の進展を図ることを目的とする。

2. 応募対象者

当該年度の4月1日に本学大学院博士課程後期に在籍する学生とし、在学中に2度まで応募することができる。

ただし、再入学者、休学者及び大学院学則第11条第5項に該当し、学費が減額されている者は、応募することができない。

日本学術振興会特別研究員は、研究課題の研究遂行に支障が生じない場合は応募できる。

3. 概要

(1) 奨励金の額

本学大学院博士課程後期に在籍する学生一人につき20万円を上限とする。ただし、以下に該当する者は上限が異なる。

- ① 当該年度半期のみ在籍予定の者（前期修了予定者、半期留学予定者等）は、10万円を上限とする。
- ② 標準修業年限を超える者（留年者）は、16万円を上限とする。
- ③ 標準修業年限を超えて在籍し、かつ、当該年度半期のみ在籍予定の者は、8万円を上限とする。
- ④ 大学院学則第54条第4項に該当し、学費が減額されている者は、5万円を上限とする。

なお、採択額は、5の（1）の審査会において申請額から減額されることもある。

(2) 採択件数

採択件数は、予算の範囲内とし、研究科別の制限件数は設けない。

(3) 採択期間

採択日から翌年3月末までの期間

4. 申請手続き・日程

(1) 申請手続き

申請書に必要事項を記入し、指導教員の承認を得た上、別に定める期日までに申請書を研究支援課に提出すること。

(2) 募集・選定スケジュール

3月29日（金） 募集開始

4月 5日（金）～12日（金）申請期間（提出先：研究支援課）

5月下旬 審査結果通知・コンプライアンス教育受講案内

5. 選定方法

(1) 審査方法

学長、学務部長及び各研究科委員長により審査会にて審査する。

(2) 選考基準

内容的に優れた取組であり、博士論文の作成に資する内容であること。

6. 奨励金の支出方法及び採択者の義務

① 大学院生の研究課題遂行に必要な以下の費目に限る。

消耗品費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、諸会費、委託費、報酬、雑費、教育研究用機器備品費、購読費等の研究に直接必要な経費のみとする。

② 備品管理が必要な購入物品はすべて本学に帰属するものとする。

③ 採択者は、計画に沿って適正に経費を使用すること。

④ 奨励金は他の研究費との合算はできない。

⑤ 研究期間終了後、報告書を提出すること。